

# 臨時報告書

(証券取引法第24条の5第4項に基づく報告書)

株式会社 **中電工**

広島市中区小網町6番12号

電話 広島(082)291-7411(代表)

151029

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成 18 年 5 月 11 日
【会社名】	株式会社中電工
【英訳名】	CHUDENKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 加藤 義明
【本店の所在の場所】	広島市中区小網町 6 番 1 2 号
【電話番号】	( 0 8 2 ) 2 9 1 - 7 4 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 中山 宏一
【最寄りの連絡場所】	広島市中区小網町 6 番 1 2 号
【電話番号】	( 0 8 2 ) 2 9 1 - 7 4 1 5
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 中山 宏一
【縦覧に供する場所】	株式会社中電工 広島支店 ( 広島市西区上天満町 1 番 15 号 ) 株式会社中電工 岡山支店 ( 岡山市田町一丁目 12 番 11 号 ) 株式会社中電工 山口支店 ( 山口市中央四丁目 9 番 25 号 ) 株式会社中電工 島根支店 ( 松江市菅田町字新田田町 168 番 36 ) 株式会社中電工 鳥取支店 ( 鳥取市西品治字田島前ノ二 816 番地 1 ) 株式会社中電工 東京本部 ( 東京都新宿区西新宿六丁目 22 番 1 号 ) 株式会社中電工 大阪本部 ( 大阪市北区南森町二丁目 2 番 9 号 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) ( 注 ) 印は証券取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではないが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものである。

## 1【提出理由】

平成18年5月10日開催の当社取締役会において、従業員の退職金・年金に係る新制度の導入及び退職給付水準の変更を決議いたしました。これにより当社の平成19年3月期の財政状態及び経営成績に著しい影響を与えることが予想されるため、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生日

平成18年5月10日

(2) 当該事象の内容

平成18年5月10日開催の当社取締役会において、従業員の退職金・年金に係る新制度の導入及び退職給付水準の変更について、次のとおり決議したことにより過去勤務債務が約137億円発生する見込みであります。

(I) 退職給付額算定方式をポイント制に改正

勤続、考課（業績・能力）及び資格などについて、毎年のポイントを定め、その累積ポイントに一定額のポイント単価を乗じて算定する方式であるポイント制とし、在籍期間中の年毎の貢献度・能力をより強く反映させる。

(II) 適格退職年金からキャッシュバランス類似制度の確定給付企業年金への移行

現行の適格退職年金制度は、平成24年3月をもって廃止されるため、キャッシュバランス類似制度の確定給付企業年金への移行を行う。給付利率については、20年国債の過去5年平均利回り+0.5%に基づき利率を変動させることに改正する。

(III) 退職給付水準の変更

定年退職後の生活安定に資する自助努力の支援策として、退職金水準を引き上げる。

(iv) 退職給付信託の設定

退職給付資産をより充実するため設定する。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

退職給付水準の改定による過去勤務債務の発生見込額約137億円は、平成19年3月期中間決算において一時償却し、特別損失に計上する予定であります。

なお、影響額が確定した時点で臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以上